

議案第42号

専決処分について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分をしたので、同法同条第3項の規定により、これを本議会に報告して承認を求める。

平成8年4月30日

三朝町長 安 田 真 一 郎

平 成 8 年 4 月 3 0 日 原案承認

三朝町議会議長 西村武津美

専決第4号

専決処分書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、三朝町税条例の一部を改正することについて、次のとおり専決処分する。

平成8年3月31日

三朝町長 安田 真一郎

三朝町条例第13号

三朝町税条例の一部を改正する条例

三朝町税条例（昭和45年三朝町条例第18号）の一部を次のように改正する。
第31条第1項中「1,500円」を「2,000円」に改め、同条第2項の表第1号中「保険業法（昭和14年法律第41号）」を「保険業法（平成7年法律第105号）」に改める。

第57条中「更生緊急保護法」を「更生保護事業法」に改める。

附則第5条の2（見出しを含む。）及び附則第5条の3（見出しを含む。）中「平成7年度分」を「平成8年度分」に改める。

附則第8条第1項中「平成8年度」を「平成13年度」に改める。

附則第10条中「第16条の2第4項、第38条第5項若しくは第6項」を「第16条の2第10項若しくは第11項、第38条第2項」に改める。

附則第10条の2第2項中「附則第16条の2第6項」を「附則第16条の2第13項」に、「第71条第2項又は第3項」を「第71条」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項各号列記以外の部分中「附則第16条の2第6項」を「附則第16条の2第13項」に、「附則第7条の2第2項各号」を「附則第7条の2第11項各号」に改める。

号」に改め、「書類」の次に「（法附則第16条第6項の規定の適用を受けようとする場合にあっては、第71条第3項に規定する書類を含む。）」を加え、同項第1号中「名称」の次に「並びに当該納税義務者が令附則第12条の2第14項第2号から第4号までに掲げる者である場合にあっては、同項第1号に掲げる者との関係」を加え、同項第2号中「附則第16条の2第6項」を「附則第16条の2第13項」に改め、同項第3号中「附則第16条第5項」を「附則第16条第1項、第2項、第5項」に、「第71条第2項第3号」を「第71条第1項第3号、第2項第3号」に改め、同項第4号中「附則第12条の2第4項」を「附則第12条の2第14項第1号」に、「滅失し、又は損壊した家屋」を「被災家屋（次号において被災家屋という。）」に改め、同項に次の2号を加え、同項を同条第2項とする。

(5) 被災家屋が共有物である場合にあっては、当該家屋に係る各共有者の持分の割合

(6) その他町長が固定資産税の賦課徴収に関し必要と認める事項

附則第10条の2に第1項として次の1項を加える。

令附則第12条の2第11項第1号に規定する被災償却資産又は同条第12項第1号に規定する代替償却資産が共有物である場合にあっては、法附則第16条の2第10項の規定の適用を受けようとする者は、施行規則第26号様式による申告書を、施行規則附則第7条の2第11項各号に掲げる書類及び当該償却資産に係る各共有者の持分割合を記載した書類を添付して、町長に提出しなければならない。

附則第12条に次の1項を加える。

3 平成8年度分の固定資産税に限り、第1項の規定の適用については、同項の表中「1.05」とあるのは「1.025」と、「1.075」とあるのは「1.05」と、「1.1」とあるのは「1.075」と、「1.15」とあるのは「1.1」と、「1.2」とあるのは「1.15」と、「1.25」とあるのは「1.2」とする。

附則第13条に次の1項を加える。

2 平成8年度分の固定資産税に限り、第1項の規定の適用については、同項の表中「1.2」とあるのは「1.15」とする。

附則第15条中「第6項まで」を「第4項まで」に、「第38条第8項」を「第38条第4項」に改める。

附則第15条の2第1項中「、附則第15条から第15条の3まで、第38条第5項若しくは第6項」を「又は附則第15条から第15条の3まで」に改め、同条第2項中「平成6年1月1日から平成8年12月31日まで」を「平成8年1月1日から同年12月31日まで」に、「3分の2（当該取得のうち平成6年1月1日から同年12月31日までの間にされたものにあつては、2分の1）」を「2分の1」に改める。

附則第17条第1項各号列記以外の部分中「第4項第1号」を「第3項第1号」に改め、同項第1号中「100分の5.5」を「100分の4」に改め、同項第2号中「超える」を「超え8千万円以下である」に、「220万円」を「160万円」に、「100分の6」を「100分の5.5」に改め、同項に次の1号を加える。

- (3) 課税長期譲渡所得金額が8千万円を超える場合 次に掲げる金額の合計額に相当する金額
- イ 380万円
- ロ 当該課税長期譲渡所得金額から8千万円を控除した金額の100分の6に相当する金額

附則第17条第2項を削り、同条第3項中「第1項」を「前項」に改め、同条中同項を第2項とし、第4項を第3項とする。

附則第17条の2第1項中「平成9年度」を「平成14年度」に、「前条第1項各号（同条第2項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）」を「同項各号」に、「当該譲渡に係る課税長期譲渡所得金額の100分の3.4」を「次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める金額」に改め、同項に次の各号を加える。

- (1) 課税長期譲渡所得金額が4千万円以下である場合 当該課税長期譲渡所得金額の100分の3.4に相当する金額
- (2) 課税長期譲渡所得金額が4千万円を超える場合 次に掲げる金額の合計額に相当する金額
- イ 136万円
- ロ 当該課税長期譲渡所得金額から4千万円を控除した金額の100分の4に相当する金額

附則第17条の2第2項中「平成9年度」を「平成14年度」に改める。

附則第17条の3第1項中「（同条第2項の規定により読み替えて適用される場合を含む。以下本項において同じ。）」を削り、「同条第1項各号」を「同項各

号」に改める。

附則第18条第1項第1号中「附則第17条第4項第1号」を「附則第17条第3項第1号」に改め、同条第5項中「附則第17条第4項」を「附則第17条第3項」に、「同条第4項」を「同条第3項」に改める。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、平成8年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 附則第17条の改正規定、附則第17条の2第1項の改正規定（「前条第1項各号（同条第2項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）」を「同項各号」に改める部分に限る。）並びに附則第17条の3第1項並びに附則第18条第1項第1号及び同条第5項の改正規定並びに附則第5条第1項の規定 平成9年4月1日

(2) 附則第17条の2の改正規定（同条第1項の改正規定中「前条第1項各号（同条第2項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）」を「同項各号」に改める部分を除く。）及び附則第5条第2項の規定（平成10年4月1日（町民税に関する経過措置）

第2条 第5条に定めるものを除き、改正後の三朝町税条例（以下「新条例」という。）の規定中個人の町民税に関する部分は、平成8年度以後の年度分の個人の町民税について適用し、平成7年度分までの個人の町民税については、なお従前の例による。

(固定資産税に関する経過措置)

第3条 新条例の規定中固定資産税に関する部分は、平成8年度以後の年度分の固定資産税について適用し、平成7年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

2 新条例第57条の規定は、平成9年度以後の年度分の固定資産税について適用し、平成8年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

3 平成8年度分の固定資産税に限り、新条例第71条第1項の規定の適用につい

ては、同項中「1月31日」とあるのは「4月30日」とする。

4 平成8年度分の固定資産税に限り、新条例附則第10条の2の規定の適用については、同条中「1月31日」とあるのは「4月30日」とする。

(特別土地保有税に関する経過措置)

第4条 新条例附則第15条の規定(土地に対して課する特別土地保有税に関する部分に限る。)は、平成8年度以後の年度分の土地に対して課する特別土地保有税について適用し、平成7年度分までの土地に対して課する特別土地保有税については、なお従前の例による。

2 新条例附則第15条の規定(土地の取得に対して課する特別土地保有税に関する部分に限る。)は、平成8年4月1日以後の土地の取得に対して課すべき特別土地保有税について適用し、同日前の土地の取得に対して課する特別土地保有税については、なお従前の例による。

3 新条例附則第15条の2第1項の規定は、平成8年度以後の年度分の土地に対して課する特別土地保有税について適用し、平成7年度分までの土地に対して課する特別土地保有税については、なお従前の例による。

4 新条例附則第15条の2第2項の規定は、平成8年1月1日以後の土地の取得に対して課する特別土地保有税について適用し、同日前の土地の取得に対して課すべき特別土地保有税については、なお従前の例による。

(長期譲渡所得に係る個人の町民税の課税の特例等に関する経過措置)

第5条 新条例附則第17条第1項の規定は、所得割の納税義務者が平成8年1月1日以後に行う租税特別措置法の一部を改正する法律(平成8年法律第17号)による改正後の租税特別措置法第31条第1項に規定する土地等又は建物等の譲渡に係る個人の町民税について適用し、所得割の納税義務者が同日前に行った租税特別措置法の一部を改正する法律(平成8年法律第17号)による改正前の租税特別措置法第31条第1項に規定する土地等又は建物等の譲渡に係る個人の町民税については、なお従前の例による。

2 新条例附則第17条の2の規定は、所得割の納税義務者が平成9年1月1日以後に行う同条第1項に規定する優良住宅地等のための譲渡に該当する譲渡又は同条第2項に規定する確定優良住宅地等予定地のための譲渡に該当する譲渡に係る個人の町民税について適用し、所得割の納税義務者が同日前に行った改正

